

新税制セミナー 令和5年度 税制改正速報!

~どうなる税制改正、経営者様・資産家様の影響は?~

本資料は令和5年度税制改正大綱及び各省庁資料に基づき作成しております。 内容につきましては変わる可能性がありますのでご了承ください。 また本資料の権利は、税理士法人京都経営に属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。



税理士法人 京都経営 株式会社 京都経営 コンサルティング

代表社員/税理士 大江 孝明

京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F TEL075-603-9022 FAX075-603-9055 http://www.kyotokeiei.com



令和5年度 税制改正の主なポイント

①成長と分配の好循環 資産所得倍増プラン ②経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し ③中小企業 生産性向上・股備投資・賃上げ支援 ④個人所得課税・資産移転時期の中立的な税制へ ⑤インポイス激変緩和措置・電帳法の緩和措置 ⑥防衛力強化のための財源確保 3税1兆円



	項目	具体的内容	増減
	NISAの抜本的拡充・恒久化	・新NISAを創設 <u>つみたて投資枠・成長投資枠の非課税期間を無期限化・恒久化</u> へ(24年1月~) ・ <u>年間投資上限を年360万円、生涯非課税限度額も1,800万円</u> まで <u>引上げ</u> (買付残高で管理)	1
	スタートアップ支援 投資家優遇	-個人投資家が <u>スタートアップ企業に再投資</u> する場合の <u>売却益を20億円</u> まで <u>非課税</u> へ(23年4月~) -現行の「 <u>エンジェル税制</u> 」も要件を <u>拡充</u> し、 <u>適用要件を緩和</u> し、同様の <u>非課税措置</u> を設ける	
個人	「1億円の壁」 是正	・所得が1億円の水準を境にして所得税の負担率が下がる <u>「1億円の壁」</u> 問題を <u>是正</u> する(25年1月~) ・ただし、今回改正は年間総所得が <u>30億円超の超高所得者層のみ</u> で、課税強化の是正は <u>限定的</u>	
家計・	相続時精算課税制度の見直し	・現行の <u>基礎控除累計2,500万円とは別に、毎年110万円</u> の <u>基礎控除が控除</u> できる(24年1月~) ・受贈した土地・建物が <u>災害により被害を受けた</u> 場合、 <u>相続時に加算する金額</u> は、 <u>被害部分を控除</u> できる	
- 暮 ら -	生前贈与加算の加算期間の延長	・生前贈与加算の <u>加算対象期間を7年以内</u> (現行:3年以内)へ <u>段階的に延長</u> される(24年1月~) ・ <u>延長した4年間(相続開始前3年前超7年未満</u>)に受けた <u>贈与</u> は、 <u>合計100万円</u> まで <u>相続財産に加算しない</u>	
	教育資金贈与の非課税の延長・見直し	 教育資金・結婚・子育資金の一括贈与の非課税措置を2年間延長する(23年4月~25年3月) ・贈与者が期間中に死亡した場合、相続税の課税価格が5億円超の場合、死亡時残額を加算する(課税強化) 	
	タワマン節税	・ <u>都市部のマンション</u> について、 <u>市場の売買価格と相続税評価額が大きく乖離</u> しているケースが多く見られ、 マンションの評価方法について、相続税の <u>時価主義の基</u> 、今後 <u>適正な見直し</u> を検討(今後の検討課題へ)	
	中小企業の法人税軽減税率の延長	-中小企業者の <u>所得金額800万円以下</u> の <u>軽減税率15%</u> (本則19%)について <u>2年間延長</u> (23年4月~25年3月)	→
, <u>.</u>	中小企業の設備投資税制の延長	- <u>中小企業経営強化税制</u> を、一部の過度な節税資産を除き、 <u>2年間延長</u> (24年4月~25年3月) - <u>中小企業投資促進税制</u> を、一部(コインランドリー等)の <u>過度な節税資産を除き、2年間延長</u>	→ ⊼
法人	生産性向上・賃上げに資する設備投資 固定資産税の特例措置	・赤字企業を含めた中小企業の <u>生産性向上や賃上げを後押し</u> するための <u>設備投資を支援</u> するため、 <u>固定資産税を3年間1/2(計画に賃上表明した場合、5年間1/3)に引下げる特例</u> を創設(23年4月~25年3月)	
事業	特定事業用資産の買換えの延長・見直し	 ・事業用資産の買換え特例につき、一部見直しをした上で、3年間延長(23年4月~26年) ・1号買換えは廃止 ・本店移転の場合の圧縮率を見直し ・先行取得の場合、届出書の適用要件を追加 	→
・ビジネス	インボイス制度 事務負担の軽減	- <u>課税事業者への転換を後押し</u> 、納税額を <u>売上税額の2割に軽減</u> する <u>激変緩和措置</u> (23年10月〜 <u>3年間)</u> - <u>中小企業(売上1億円未満</u>)の <u>事務負担軽減</u> のため、 <u>1万円未満の課税仕入のインボイス不要</u> に(〜 <u>6年間</u>)	Y
ス	電子帳簿保存法の見直し	・中小企業者の電子化の対応可能性等を考慮し、電子データの <u>検索機能の確保要件を不要</u> とする事業者の 範囲を、 <u>売上5,000万円以下の事業者や出力書面の提示・提出が可能な事業者</u> に拡大(24年1月~)	<u> </u>
	防衛費強化のための財源確保	- <u>防衛力強化の財源(1兆円)確保</u> のため、以下の税につき、 <u>増税</u> 措置を講じる (24年1月以降検討) - <u>法人税(税率4~4.5%の付加税)</u> - <u>所得税(税率1%の付加税)</u> - <u>たばこ税(1本あたり3円)</u> <u>増税予定</u>	×

令和5年度 税制改正 基本的な考え方





令和5年度税制改正大綱

1. 成長と分配の好循環の実現

- ①NISAの抜本的拡充・恒久化 (NISAに非課税期間の無期限化、投資上限枠の拡大)
- ②スタートアップ支援 (スタートアップ企業への再投資への非課税措置、エンジェル税制の拡充等)
- ③研究開発税制 (投資増加させるインセンティブ強化) ④先導的人材育成 (学校法人への指定寄付の拡大)
- 2. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
 - ①新たな国際課税ルールへの対応 ②プラットフォーム課税 (国境を越えた役務の消費課税の適正化)
 - ③経済と環境の好循環の実現 (「2050カーボンニュートラル」の実現に向けて絶炭素化に向けた取組み支援)
 - ④車体課税 (エコカー減税の延長・減税対象の段階的縮小など) ⑤森林環境税·森林環境譲与税
- 3. 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造
 - ①中小企業税制等 (生産性の向上や経営基盤の強化、設備投資・賃上げ支援)
 - ②酒税の特例措置の見直し ③災害による被害への対応 ④IRに関する税制 ⑤屋外分煙施設等の整備の促進
- 4. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し
 - ①個人所得課税のあり方(「1億円の壁」是正・各種控除のあり方検討・個人事業者の記帳水準の向上等)
 - ②資産移転時期の選択により中立的な税制の構築(相続時精算課税制度の見直し・生前贈与加算の期間延長)
 - ③外形標準課税のあり方 (減資や組織再編による対象法人の減少、実質的に大規模法人の課税強化の検討)
- 5. 円滑・適正な納税のための環境整備
 - ①適格請求書保存方式の円滑な実施(インボイス事業者となる事業者の負担軽減・事業者の事務負担軽減等)
 - ②電子帳簿等保存制度の見直し(電子データ保存の検索機能の確保要件の緩和・スキャナ保存の要件緩和等)
 - ③税務手続のデジタル化等による利便性 ④課税・徴収関係の整備・適正化 ⑤マンションの相続税評価について
- 6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 (法人税・所得税・たばこ税で1兆円確保)

防衛費強化の財源確保1 金融所得課税の見直し↑

法人税

〇法人実効税率 20%台へ

〇投資促進税制の導入・拡充

〇地方拠点強化税制の拡充

○更なる賃上げ促進税制の拡充

〇事業承継税制(10年集中支援)



所得税



〇最高税率 45%へ(H27~)

〇配偶者控除等見直し(H30~)

〇給与所得控除の見直し(R2~)

○基礎控除の見直し (R2~)

〇超高所得者層の適正化(R7~)

相続税



- 〇最高税率 55%へ(H27~)
- ○基礎控除 6割へ (H27~)
- 〇タワマン・広大地課税強化(H30~)
- ○預貯金マイナンバー (R3~)
- 〇財産債務調書の強化 (R6~)

贈与税



- 〇子·孫への贈与優遇(H27~)
- 〇住宅取得資金 拡充
- 〇教育資金贈与 (H25~)
- 〇結婚·子育資金贈与(H27~)
- 〇相続時精算課税制度 改正(R6~)

少子高齢化 社会保障費見直し 検討

社会保障の安定財源確保



消費税



O R1.10~

10%実行(軽減税率導入) O R5.10~ 消費税インボイス導入

^{令和3年事務年度} 相続税調査結果①

国税庁 公表資料 (R3.7~R4.6)



(1) 相続税申告実績

【H27税制改正】 3,000万円+600万円×法定相続人の数

①高齢者増加
②土地の地価上昇
③預金・有価証券の増加

項	目	H26事務年度	H27事務年度	
①死亡者数		127.3万人	129.0万人	
②相続申告件数		56,239人	103,043人	
3課税割合	(2/1)	4.4%	8.0%	
4相続人数		133,310人	233,555人	
5課税価格		11兆4,766億円	14兆5,554億円	
6相続税額		1兆3,908億円	1兆8,116億円	
⑦被相続人	課税価格	2億 407万円	1億4,126万円	
1人当たり	相続税額	2,473万円	1,758万円	

(2) 相続税の調査事績

ij	目	H26事務年度	H27事務年度
①実地調査件数		12,406件	11,935件
②申告漏れ等の非違件数		10,151件	9,761件
③非違割合	(2/1)	81.8%	81.8%
4重加算税 月	試課件数	1,258件	1,250件
⑤重加算税 賦課割合		12.4%	12.8%
⑥申告漏れ 課税価格		3,296億円	3,004億円
⑦上記 追徵	脱額	583億円	458億円
8実地調査	申告もれ価格	2,657万円	2,517万円
1件当たり	追徴税	540万円	489万円

H30事務年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	前年対比	
136.2万人	138.1万人	137.2万人	143.9万人	104.9%	
116,341人	115,267人	120,372人	134,275人	111.6%	大幅増
8.5%	8.3%	8.8%	9.3%	0.5%	八十四日
258,498人	254,517人	264,455人	294,058人	111.2%	
16兆2,360億円	15兆7,843億円	16兆3,937億円	18兆5,774億円	113.3%	
2兆1,087億円	1兆9,754億円	2兆 915億円	2兆4,421億円	116.8%	
1億3,956万円	1億3,694万円	1億3,619万円	1億3,835万円	101.6%	
1,813万円	1,714万円	1,737万円	1,819万円	104.7%	

【出典:国税庁 相続税申告実績の概要】

簡易な接触 10,332 件	簡易な接触 8,632 件	簡易な接触 13,634 件	簡易な接触 14,730 件 過	去最高	
H30事務年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	前年対比	
12,463件	10,635件	5,106件	6,317件	123.7%[増加傾向
10,684件	9,072件	4,475件	5,532件	123.6%	
85.7%	85.3%	87.6%	87.6%	0.0%	
1,762件	1,541件	719件	858件	119.3%	
16.5%	17.0%	16.1%	15.5%	▲0.6%	
3,538億円	3,048億円	1,785億円	2,230億円	124.9%	
610億円	587億円	319億円	340億円	106.3%	
2,838万円	2,866万円	13,496万円	1,530万円	101.0%[過去最高
568万円	641万円	943万円	886万円	93.9%	

【出典:国税庁 相続税の調査等の状況】



(3)申告漏れ相続財産の内訳

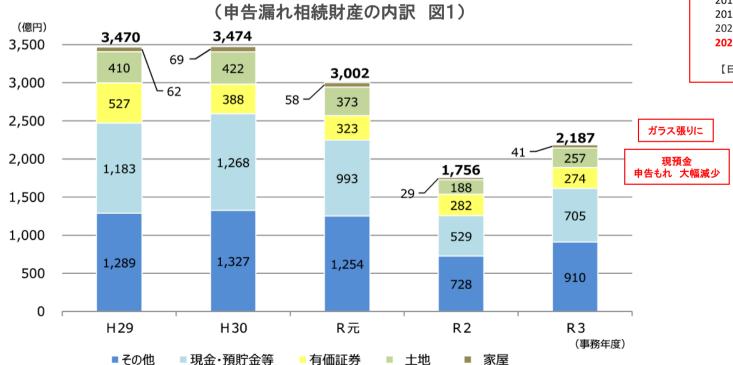
① 第1位 現金・預貯金 705億円 (現金・名義預金など)

② 第2位 有価証券 274億円 (名義株・自己株・海外運用など)

③ 第3位 土地 257億円 (<u>先祖名義・海外財産・評価ミス</u>)

※その他の漏れ多い(貸付金・地金・未収退職金・生命保険契約に関する権利・貴金属)

- ① 近年は、海外において色々な金融資産や資産運用スキームを用いて運用されるケースが増加
- ② 平成26年より、「国外財産調書」の提出義務 (「5,000万円超の国外財産ある方」)
- ③ 平成27年より、「財産債務調書」の提出義務 (「2,000万円以上の所得金額」かつ「総資産3億円以上」)
- ④ 令和 5年より、「財産債務調書」の提出義務(「所得なし方」でも、「総資産10億円以上」の方 追加)



[家計における現金・預金の推移]

2015年12月 910兆円 2016年12月 945兆円 2017年12月 970兆円 2018年12月 985兆円 2019年12月 1,007兆円 2020年12月 1,057兆円 2021年12月 1,092兆円

[家計における現金の推移]

2015年12月 83兆円 2016年12月 87兆円 2017年12月 92兆円 2018年12月 94兆円 2019年12月 96兆円 2020年12月 101兆円 2021年12月 107兆円

【日銀 資金循環統計より】

NISAの抜本的拡充・恒久化

①岸田政策の目玉「資産所得倍域 ②「貯蓄から投資へ」 積極転換 ③NISAの抜本的拡充・恒久化へ



制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降



- ①「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速するため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行う
- ② 令和6年1月以降、NISA制度は<mark>恒久化し、非課税保有期間が無期限と</mark>なります。

③「つみたてNISA」⇒『つみたて投資枠』へ、「一般NISA」⇒『成長投資枠』へ変わり、年間投資上限額など拡充します

	令和5年で終了(※3)			
	つみたてNISA (2018創設)	一般NISA (2014創設)	ジュニアNISA (2016創設)	
年間投資上限	40万円	120万円	80万円	
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間	
生涯 非課税限度額	800万円	600万円	400万円	
口座開設期間	2042年 (令和24年)	2028年 (令和10年)	2023年 (令和5年)	
投資対象商品	長期積立・分散投資 に適した株式投信	上場株式·ETF REIT·株式投信	上場株式·ETF REIT·株式投信	
対象年齢	18歳以上	18歳以上	18歳未満	

【新·NISA】

つみたて投資枠	成長投資枠			
120万円 (景大360万円) 240万円				
無期限化				
1,800万円 ※1.2 (成長投資枠は1,200万円が限度)				
恒久化				
長期積立・分散投資 に適した株式投信	上場株式·ETF REIT·株式投信			
18歳以上	18歳以上			

- ※1 <u>生涯非課税限度額</u>は、<u>取得対価の額の合計額で判定</u> 口座内で<u>売却を行った場合、再投資(枠の再利用)が可能</u>になります
- ※2 つみたて投資枠の設定をすることが、成長投資枠の勘定を設ける条件となっています
- ※3 今和5年までジュニアNISAにて投資した商品は、5年間の非課税保有期間が終了しても所定の手続きをとれば、18歳まで非課税措置が受けられる

- ① 2023年(令和5年)末までに<u>改正前の「一般NISA」</u>及び<u>「つみたてNISA」</u>において投資した商品は、<u>新・NISAの生涯非課税</u> 限度額には含まれず、現行制度の取扱いが継続される
- ② NISA口座内で損失が発生した場合には、その損失はないものとされる (他口座と損益通算不可)
- ③ 購入前時点での生涯投資額の合計額と、生涯非課税限度額1,800万円との差額を上回る金額の商品を新たに購入する場合には、新・NISA口座でなく通常の課税口座で受け入れられることなる

所得税② スタートアップ再投資の非課税措置の創設

①保有株式をSU企業へ再投資 ②保有株式の売却益を課税繰延 ③SU企業を売却時、20億円非課税

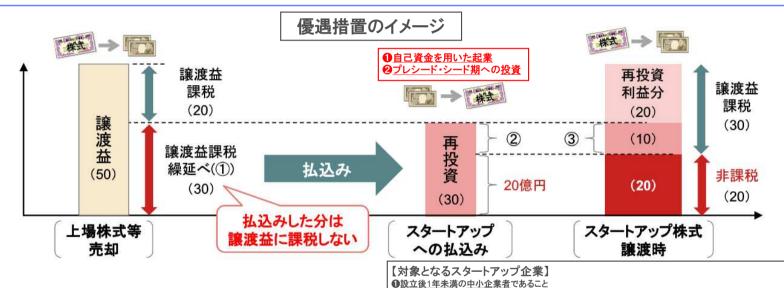
KIOIOK

制度の概要

2023年(令和5年)4月1日以降の再投資から



- ① 個人投資家が保有する<u>上場株式等を売却</u>し、<u>スタートアップ企業へ再投資</u>する場合について、エンジェル税制と同様の 税制優遇が創設される(対象となるスタートアップ企業はエンジェル税制とは異なる)
- ●【投資時】 <u>スタートアップ株式へ再投資</u>をした場合、その年分の<u>上場株式等の売却益</u>から、<u>再投資に要した金額を控除</u>し、 譲渡所得を計算する (譲渡益の課税繰延)
- ②【譲渡時】 <u>スタートアップ株式を譲渡</u>した場合、上場株式等譲渡時において譲渡益に課税されなかった金額のうち、 20億円を超える部分は、取得価格から減額する



(1)優遇措置の概要(スタートアップ株式譲渡時)

利益の場合 損失の場合

- スタートアップ株式の譲渡益は、20億円まで非課税

- 20億円超える部分は、譲渡時まで課税繰り延べ

- 20億円超える部分は、譲渡時まで課税繰り延べ

- その株式譲渡損の3年間の繰越控除が可能

❷販管費の出資金額に対する割合が30/100を超えることその他要件を満たすこと

❸特定株主グループの有する株式の総数が発行済株式総数の99/100を超えない等その他要件満たすこと

- ① エンジェル税制も、スタートアップ再投資の非課税措置と同様、<u>譲渡所得金額</u>のうち20億円まで非課税となるよう拡充される
 (設立5年未満、設立後の各事業年度の営業損益金額が零未満など)
- 2) スタートアップ再投資の非課税措置は、エンジェル税制と選択適用となる
- ③ 前提となる中小企業経営強化法施行規則の改正の内容を確認する必要がある

所得税③

超高所得者層への税負担の適正化

①「1億円の壁」問題 是正 ②所得30億円超の富裕層へ課税強化 ③課税強化対象は、200~300人だけ

KYOTO KEIEI

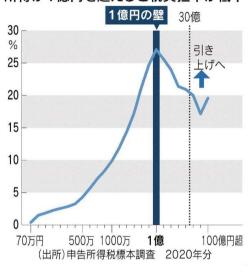
制度の概要

2025年(令和7年)1月1日以降



- ① 所得が1億円の水準を境にして所得税の負担率が下がる「1億円の壁」問題を是正する(所得1億円超 約1.9万人)
- ② 高所得者層ほど所得に占める株式や土地建物の譲渡所得の割合が高いことから、所得税の負担率が下がる逆転現象
- ③ 総所得金額が<u>年30億円</u>を超える<u>超高所得者層</u>を対象を<u>課税強化</u> (対象200~300人)

所得が1億円を超えると税負担率が低下



高額所得者は株の売却益が多い



(出所)財務省。所得1億円超の所得総額5.6兆円を分析

【日経新聞より抜粋】

最低限の負担率の算式

- 基準所得税額(※2)
- ② (基準所得金額(※1)-特別控除額3.3億円)×22.5%
- ❸ ❷が❶を上回る場合の差額を申告納付
- (※1) 基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した所得金額
- (※2) 基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額をいい、外国税額控除等を適用しない所得税額をいう

- ①「1億円の壁」の対象者が1.9万人に対して、今回の税制強化対象者(約300人)は少なすぎる (将来さらに課税強化?)
- ② 利子所得や新・NISAやスタートアップ再投資で非課税になる部分は、基準所得金額には含まれていない
- ③ 地方税にどのように影響するか確認する必要がある

所得税4

空き家に係る譲渡所得の特別控除の延長・見直し



制度の概要

【2024年(令和6年)1月1日~2027年(令和9年)12月31日まで 4年間延長】

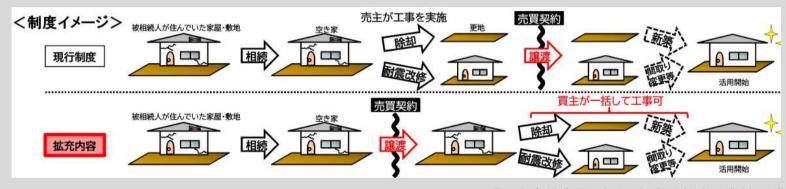
- ① 空き家の発生の抑制を図るため、空き家の譲渡所得の3,000万円控除の特例について、その適用期限を4年間延長する
- ② 【減税】 買主が、譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修工事や除却工事を実施する場合も適用対象とする
- ③ 【増税】 被相続人居住用家屋等を取得した相続人の数が3人以上である場合、特別控除額を2,000万円とする



(1)耐震要件・除却工事要件の緩和

空き家問題 現在349万戸⇒R12には470万戸へ増加

売買契約等に基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに、耐震改修又は除却工事を 行った場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象とする



【国交省住宅局 令和5年度税制改正資料より】



(2)特別控除の課税強化

【24年(令和6年)1月1日以後の譲渡~】

被相続人居住用家屋等を取得した<u>相続人の数が3人以上</u>である場合すにおける<u>特別控除額</u>を、相続人1人当たり2,000万円(現行3,000万円)とする

- ① 従来は譲渡前に相続人が耐震改修や除却をしなければならなったが、譲渡後に買主が除却しても適用可能になる
- ② 売買契約書や被相続人居住用家屋等証明書・添付資料等の要件の詳細も確認する必要がある

事業用資産の買換特例の延長・見直し



制度の概要

【個人】(2024年(令和6年)1月1日~2026年(令和8年)12月31日まで 3年間延長)

- ① 事業用資産の買換え特例につき、以下の見直しをした上で、その適用期限を3年間延長する
- ② 既成市街地等の<u>内⇒外</u>への<u>買換え特例(1号</u>)について、<u>23年(令和5年)12月31日</u>をもって<u>廃止</u>する
- ③ <u>長期所有(10年超)の土地建物等⇒国内の土地建物等への買換え(4号</u>)について、<u>本社移転の場合の圧縮率</u>を<u>見直し</u>する
- ④ <u>先行取得</u>の場合、<u>次の事項を記載した届出書</u>を提出することを<u>適用要件</u>に<u>加える</u>



(1)長期保有土地等の買換え特例(4号)の圧縮率の見直し

譲渡価格 一譲渡益	課税繰延課税	E編率 80%	買換資産	── 取得価格 圧縮 -*簿価
双行員	10年超の 土地、建物	等		 300㎡以上 ﴿)·建物等
	【国土交通省	R5年度 和	兑制改正の概 望	夏より抜粋】

课税繰延割合】	

E7.\	<u>本社の移転</u>		その他	
区分	現行	改正後	※改正なし	
東京23区⇒外	80%	90%	80%	
原則	0070	80%	00%	
外⇒三大都市圏等	75%	75%	75%	
外⇒東京23区	70%	60%	70%	



(2) 先行取得の場合の届出書の適用要件の追加

【個人】(2025年(令和7年)1月1日以後の譲渡~)

記載内容	提出期限
●本特例の適用を受ける旨②適用を受けようする措置の別③取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等	譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいづれか早い日の属する 3月期間(※1)の末日の翌日以後 2月以内 (※1)3月期間・・その事業開始をその開始の日以後3ケ月ごとに区分した各期間

- ① 先行取得の場合、買換え事業年度中に提出期限が到来するケースも多く見込まれ、十分な事前検討が必要
- ② 4号の買換え割合の課税繰延割合の見直しは、個人の不動産貸付業はほぼ影響ない

低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除の延長・見直し



制度の背景

【2023年(令和5年)1月1日~2025年(令和7年)12月31日まで 3年間延長】



- ① <u>低未利用土地等の適切な利用・管理を促進</u>するための<u>特例措置(100万円控除</u>)について、<u>更なる所有者不明土地の</u> 発生を予防するため、以下の見直しをした上で、その適用期限を3年間延長する
 - ●適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングを除外する
 - ②次に掲げる区域内にある低未利用土地等の譲渡する場合、譲渡対価の要件を800万円以下に引き上げる

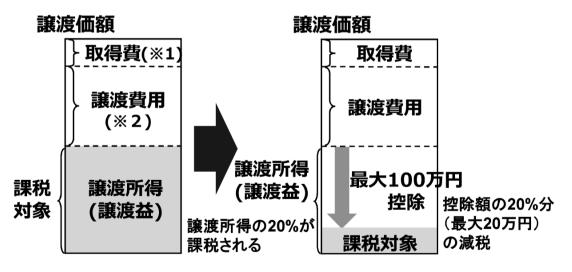


(1)譲渡対価の要件の緩和

【2023年(令和5年)1月1日以降の譲渡~

次に掲げる区域内にある低未利用土地等の譲渡する場合、譲渡対価の要件を800万円以下(現行500万円)に引き上げる

- 市街化区域又は非線引き都市計画区域内のうち用途設定区域内に所在する土地
- 2 所有者不明土地対策計画を策定した自治体の都市計画区域内の所在する土地



【国土交通省 R5年度税制改正の概要より抜粋】

実務上の留意事項

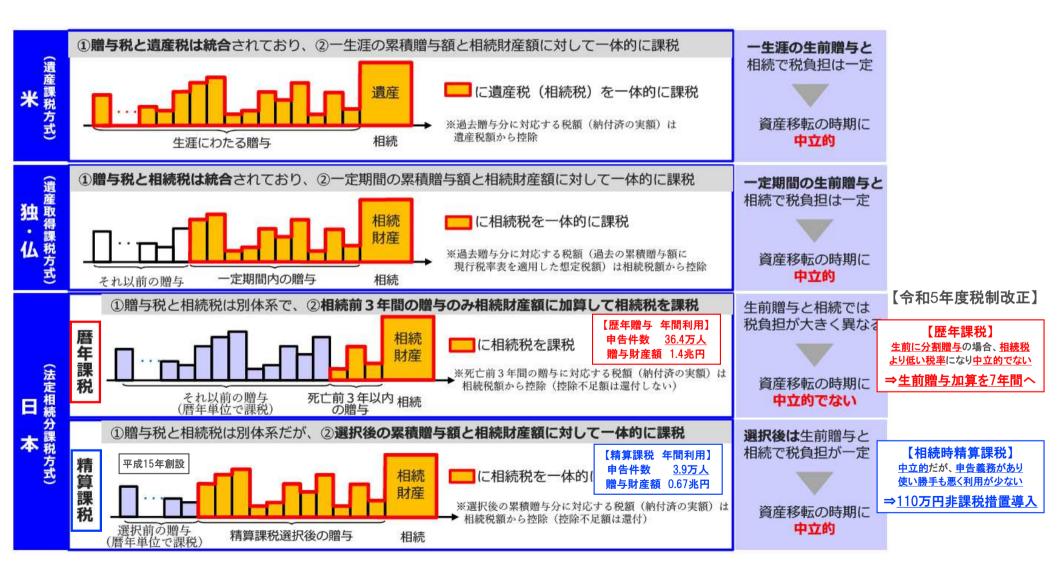
① 低未利用土地等の譲渡後の利用要件から、今回コインパーキングを除外されたことで、土地売却流通が停滞することが懸念

[参考] 日本と諸外国の相続・贈与に関する税制比較



「資産移転の時期の選択に、より中立的な税制の構築」の方向性

生前贈与でも相続でも、資産移転の時期に関わらず、中立的な税制(税負担が一定)を目指すべき



【財務省 資産課税説明資料より抜粋】

資産課税1

相続時精算課税制度の見直し

①若年層への資産移転促す



③生削頭子加昇朔側を/平側へ ④教育•結婚•子育贈与は2年延長

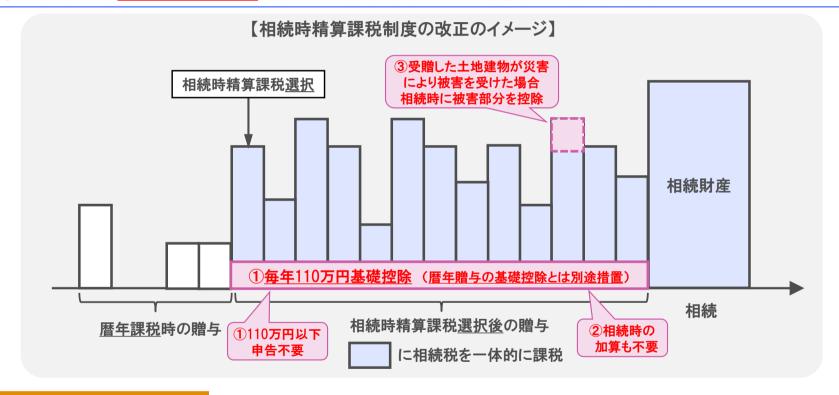


制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降の贈与~



- ① <u>相続時精算課税の選択後の贈与につき、現行の基礎控除とは別に、毎年110万円の基礎控除</u>を<u>控除</u>できる
- ② 特定贈与者の死亡により相続税の課税価格に加算される金額は、上記の控除後の残額となる 【減税】
- ③ 受贈した土地・建物が災害により被害を受けた場合は、相続時に加算する金額は、被害部分相当額を控除する 【減税】
- ④ 上記改正は、令和6年1月1日以後の贈与より取得する財産にかかる相続税又は贈与税に適用される



- ① 例えば、父から相続時精算課税、母から暦年課税にすることで、受贈者側で毎年220万円の控除が可能になる
- ② <u>暦年課税</u>の場合は、<u>加算期間内(改正後7年間)</u>であれば、<u>年110万円以下の贈与</u>であっても<u>相続財産に加算</u>されるが、 相続時精算課税制度の場合、年間110万円以下の贈与なら相続財産に加算されない(この点は相続時精算課税が有利)
- ③ <u>複数</u>の<u>特定贈与者から贈与</u>を受けた場合は、<u>基礎控除110万円</u>をそれぞれの<u>贈与額で按分</u>する (相続時精算課税制度を、父・母の両方受けている場合は、それぞれの贈与額で基礎控除110万円を按分する)

資産課税(1)

改正後の贈与税の基礎控除

①若年層への資産移転促す

③生前贈与加算期間を7年間へ



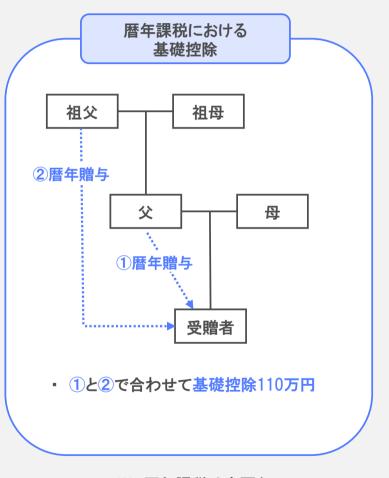




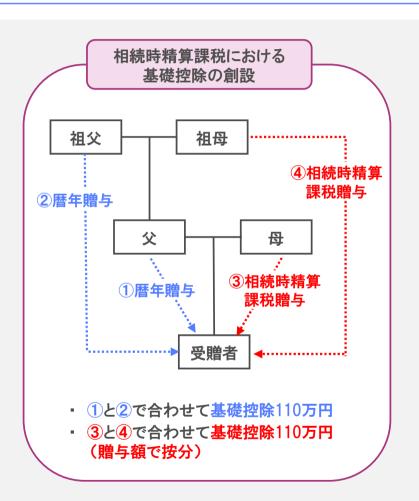
制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降の贈与~

相続時精算課税で受けた贈与ついては、暦年贈与の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できる



※ 暦年課税は変更なし



※ 複数の特定贈与者から贈与を受けた場合は、 基礎控除110万円をそれぞれの贈与額に応じ、 按分する

【自民党税制調査会資料を参考に作成】

資産課税② 生前贈与加算の加算期間の延長①

①若年層への資産移転促す

2 精算課税に少額非課税措置導入







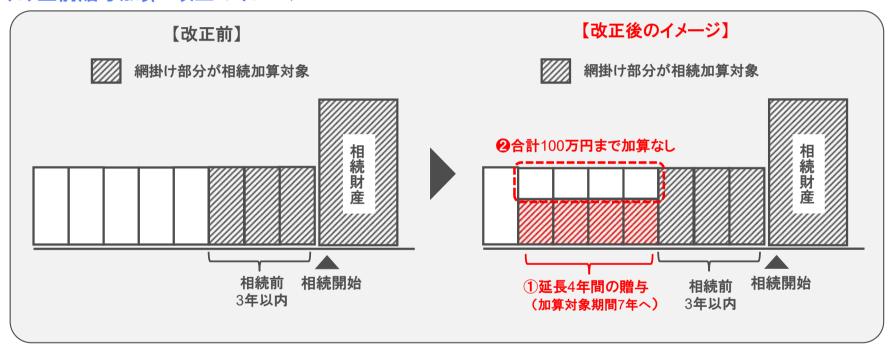
制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降の贈与~



- ① 暦年課税の生前贈与加算について、加算対象期間が、現行の3年以内から7年以内へ段階的に延長される
- ② <u>延長した4年間(相続開始前3年超7年未満)に受けた贈与については、合計100万円まで相続財産に加算しない</u>
- ③ 上記改正は、令和6年1月1日以後の贈与より取得する財産にかかる相続税について適用される

(1)生前贈与加算 改正のイメージ

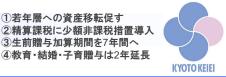


- ① 相続開始が2027年(令和9年)1月以後、加算期間は順次延長し、加算期間が7年となるのは2031年(令和13年)1月以後となる
- ② 令和5年12月31日までの贈与は、現行の生前贈与の加算期間が3年のままなので、令和5年中に駆け込み贈与が予想される
- ③ 加算期間の延長により、早期に生前贈与を行い、財産を次世代に移転することが重要となる (相続間際の節税は難しい)
- ④ <u>加算期間の延長</u>により、これまで以上に<u>贈与を受けた記録管理が必要</u>となる (相続税の税務調査時も、税務署より7年間の贈与の調査は厳しくなると思われる)

生前贈与加算の加算期間の延長②

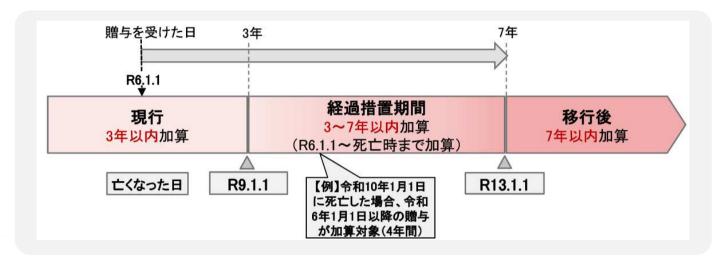
①若年層への資産移転促す

- ③生前贈与加算期間を7年間へ



(2)令和6年1月1日以降の贈与より 段階的に延長







資産課税③ 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長・見直し



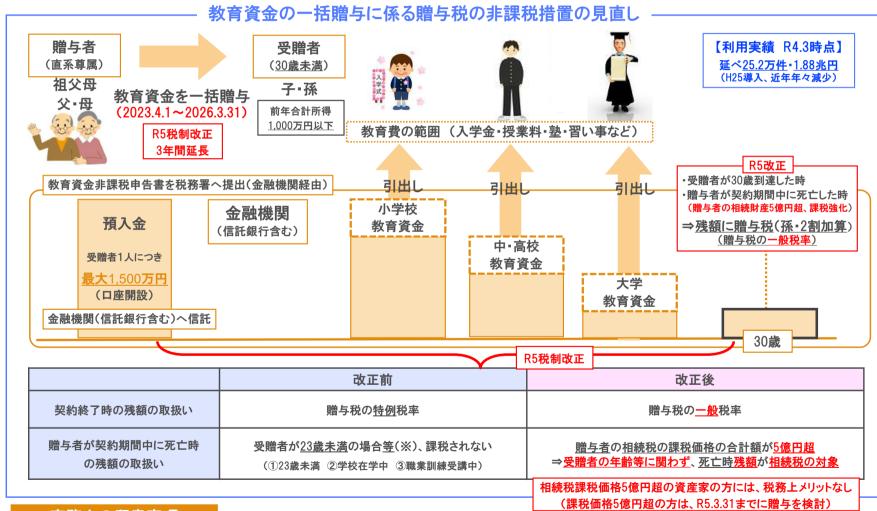


制度の概要

2023(令和5年)年4月1日~2026年(令和8年)3月31日

- ① 直系尊属から<u>教育資金の一括贈与(1,500万円まで</u>)を受けた場合の<u>非課税措置</u>の適用期限を、<u>3年間延長</u>する
- ② 教育資金一括贈与の非課税措置の本来の制度趣旨と異なる節税的な利用を防止するため、以下の見直しがされる





- ① 適用期限を3年間延長するが、次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏めえ、制度のあり方について改めて検討される
- ② <u>結婚・子育資金の一括贈与の非課税措置</u>は、<mark>2年間延長</mark> (契約終了時残額の贈与課税は<u>一般税率</u>へ (利用実績R4.3時点7,300件)

_{資産課税④} 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予特例存置の延長





0

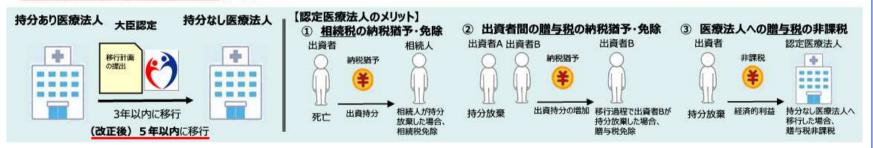
制度の概要

2023年(令和5年)10月1日~2026年(令和8年)12月31日まで 3年間3ケ月延長

- ① 持分なしの医療法人への移行を引き続き促進するため、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置 (「認定医療法人制度」)について、医療法の改正を前提に、認定期限を令和8年12月31日まで3年3ケ月延長される
- ② また、更なる移行推進のため、移行計画の認定日から移行期限を、認定日から5年以内(現行:3年以内)に緩和する

改正の内容

- ・ 平成26年度の医療法(※)改正により、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、 その計画が妥当であると厚生労働大臣から認定を受けた「認定医療法人」に対して、出資者の死亡による相続税の 猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の特例措置が導入された。更に、平成29年10月からは、出資者の持分 放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入された。(大臣認定の後、3年以内に移行)
- ・ 現行の制度は令和5年9月末までの措置であるため、**当該措置を令和8年12月末まで延長**する。
- ・ また、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができずに、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在するため、更なる移行促進のため、 移行期限を5年以内に緩和する。



【厚生労働省 R5年度税制改正の概要資料より抜粋】

- ① 認定期限の延長については、医療法の改正が前提となるため、医療法の施行時期について注視が必要となる
- ② 移行期限の緩和について、既存の認定医療法人で持分なし医療法人の移行中の場合も対象となるか確認が必要となる

資産課税⑤ 長寿命化マンションの固定資産税の特例の創設





制度の背景

【2023年(令和5年)4月1日~2025年(令和7年)3月31日まで 2年間】

<u>一定の要件を満たすマンション</u>において、<u>長寿命化</u>に資する<u>大規模修繕工事</u>が<u>実施</u>された場合に、そのマンションに係る <u>固定資産税額を減額</u>する<u>特例措置</u>を<u>創設</u>する

- ① 多くの高経年マンションにおいては、高齢化や工事費の急激な上昇により、長寿命化工事に必要な積立金が不足
- ② 長寿命化工事をせず、外壁剥落・廃墟化を招き、周囲へ大きな悪影響や除却の行政代執行に多額の行政負担が生じる
- ③ このため、必要な積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しすることが必要



【対象となるマンションの要件】

	対象要件
1	<u>築後20年以上</u> が経過していること <u>10戸以上</u> の <u>マンション</u>
2	<u>長寿命化工事を過去に1回以上</u> 適切に実施
3	長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保 ※積立金を一定以上に引き上げ、「管理計画の認定」を受けていること等
4	令和5年4月1日~令和7年3月31日までの間に 一定の長寿命化工事(※)を実施 ※長寿命化工事=屋根防水工事・床防水工事・外壁塗装等の工事

【特例措置】

	内容
対象者	マンションの各区分所有者
対象年度	工事完了年の <u>翌年分</u>
対象部分	<u>固定資産税額の<mark>建物部分</mark>の100㎡まで</u>
減額割合	1/6~1/2の範囲内(参酌基準:1/3) ※市町村の条例で定める

【国土交通省 R5年度税制改正の概要より作成】

- ① 「管理計画の認定」の要件や、長寿命化工事の要件等の詳細を確認する必要がある
- ② 工事完了後、3月以内に各市町村へ申請する必要がある
- ③ 工事完了後の申請方法・添付資料など、詳細を確認する必要がある

資産課税(6)

相続・譲渡・不動産関連に関する改正事項(1)





(1)優良住宅地の造成等のための譲渡に係る特例の延長・見直し

制度の概要

2023年(令和5年)1月1日~2025年(令和7年)12月31日まで3年間延長

優良住宅地の造成のための譲渡所得の軽減税率(所10%・住4%)について、以下の見直しをし、適用期限を3年間延長

- ① 適用対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外する
- ② 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、 次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定する (2023年(令和5年)年1月1日以後の譲渡~)
 - 市街化区域
 - 2 市街化調整区域
 - ❸ 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域(用途地域が定められている区域に限る)



(2)土地の所有権移転登記及び信託登記に係る登録免許税の特例の延長

制度の概要

2023年(令和5年)4月1日~2026年(令和8年)3月31日まで3年間延長

下記の登録免許税の軽減措置の適用期限を3年間延長

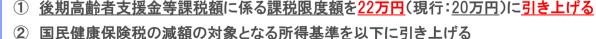
特例措置	本則	特例措置	延長期間
① 土地の所有権移転登記	2%	<u>1.5%</u>	3年間延長
② 信託登記	0.4%	<u>0.3%</u>	3千间延支

(3)国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の引き上げ

制度の概要

改正予定日、税制改正大綱に明示なし





●5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数×29万円(現行:28.5万円)へ引き上げる

②2割軽減の場合は、被保険者等の数×53.5万円(現行:52万円)へ引き上げる



資産課税⑥ 相続・譲渡・不動産関連に関する改正事項②





(4)国外転出時課税の譲渡所得等の納税猶予をする際の担保の見直し

改正予定日、税制改正大綱に明示なし

- ① <u>納税猶予の適用</u>を受けようとする者が、質権の設定がされていないこと等の要件を満たす<u>非上場株式・持分会社の社員の持分を担保として提供</u>することを約する書類その他の書類を税務署長に提出するときは、その<u>株券を発行せずにその</u>担保の提供ができる(相続・贈与も同様)
- (5)一部の相続人から更正の請求があった場合、他の相続人の相続税の除斥期間の見直し



制度の概要

制度の概要

2023年(令和5年)4月1日以後に提出期限が到来するもの

- ① 【<u>現行</u>】 相続税の<u>除斥期間が満了する日以前6ケ月以内</u>に、<u>一部の相続人</u>から<u>更正の請求があった場合、更正の請求をした相続人のみ</u>が<u>請求があった日から6ケ月を経過する日まで延長</u>される(<u>他の相続人</u>は延長されない)
- ②【改正】更正の請求をした相続人と同様に、他の相続人も請求があった日から6ケ月を経過する日まで延長される



(6)サービス付き高齢者向け賃貸住宅の不動産所得税・固定資産税の特例の延長

制度の概要

2023年(令和5年)4月1日~2025年(令和7年)3月31日まで2年間延長

サ高住を新築・取得した場合の不動産取得税・固定資産税の特例を一部見直しの上、適用期限を2年間延長

特例措置	内容	延長期間
不動産所得税	【家屋】課税標準から <u>1,200万円/戸</u> を <u>控除</u> 【土地】税額から <u>一定額</u> を <u>控除</u>	
固定資産税	- 当初 <u>5年間 1/2~5/6</u> の範囲内で市長村が定める <u>割合を減額</u> - 対象となる <u>家屋の床面積基準の上限</u> を <u>160㎡以下</u> (現行: <u>180㎡</u>)に <u>引下げ</u>	<u>2年間延長</u>



(7)マンションの相続税評価の適正化の検討事項

制度の概要

令和5年中に財産評価通達の改正が行われる可能性ある

- ① マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが多く見られる
- ② 現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が<u>個別に判断</u>されることもあり、<u>納税者の予見可能性を確保する必要もある</u>(R4.4.19最高裁判例等)
- ③ 相続税におけるマンションの評価方法について、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離も踏まえ、適正化を検討する

20

消費課税① 小規模事業者に対する納付額の負担軽減

①インボイス R5.10導入準備 ②小規模事業者への激変緩和措置 ③中小企業者への事務負担の軽減措置 ④インボイス登録・申請の緩和措置

制度の概要

2023年(令和5年)10月1日~2026年(令和8年)9月30日までの属する課税期間 3年間



- ① <u>免税事業者(基準期間(2年前・2期前)の課税売上が1,000万円以下</u>の方)が<mark>課税事業者を選択した場合、その負担軽減を図る</mark>ため、<u>納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置が3年間</u>設けられる(3年間限り)
- ② 上記措置の適用を受けようとする場合、事前の届出の必要とせず、確定申告書にその旨を付記するものとする (事後判断が可)
- ③ <u>令和5年10月1日前</u>から<u>課税事業者選択届出書の提出</u>により、<u>引き続き課税事業者</u>となる<u>課税期間</u>については<u>適用しない</u>

【2割特例のイメージ】



- ① インボイス登録により課税事業者となる小規模事業者の負担軽減措置であるため、従前から選択していた事業者には適用されない
- ② 課税期間を3ケ月ごと又は1ケ月ごとの短縮している場合には適用がない
- ③ 卸売業(第1種事業:みなし仕入率90%)以外の業種の小規模事業者は、2割特例を選択することが有利となるケースが多い
- ④ 「<u>課税事業者選択届出書」を提出</u>したことにより、<u>令和5年10月1日の属する課税期間</u>から<u>課税事業者となるインボイス発行事業者</u>が、 その<u>課税期間中に「課税事業者選択不適用届出書」を提出</u>した時は、その課税期間から「<u>課税事業者選択届出書</u>」は効力を失う
- ⑤ <u>経過措置終了後に簡易課税制度が有利となる場合には、経過措置終了後の最初の課税期間中に「簡易課税選択届出書」</u>を提出 すれば、<u>簡易課税制度</u>の適用が<u>認められる</u>
- ⑥ 令和8年9月30日までの期間であっても、基準期間(2年前)のおける課売上高が1,000万円を超える事業者は、本特例は適用できない

消費課税② 中小事業者の少額取引に係る事務負担軽減

①インボイス R5.10導入準備 ②小規模事業者への激変緩和措置 ③中小企業者への事務負担の軽減措置 ④インボイス登録・申請の緩和措置

制度の概要

2023年(令和5年)10月1日~2029年(令和11年)9月30日までの属する課税期間 6年間



- ① <u>中小事業者等の事務負担軽減</u>の観点から、<u>令和5年10月1日~令和11年9月30日までの間(6年間</u>)、<u>税込 1万円未満の</u>の<u>課税仕入れ</u>について、<u>一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める</u>経過措置を講ずる
- ② 振込手数料相当のような少額な値引き等を行った際にも「返還インボイス」の交付義務があるが、事業者の実務に配慮し、 令和5年10月1日以降の税込1万円未満の値引き等は、「返還インボイス」の交付不要とする(大企業も対象)

(1)該当する中小事業者者等

以下の①又は②のいずれかに該当する事業者

①<u>基準期間</u>の課税売上高が<u>1億円以下</u> (前々年:前々事業年度)



②特定期間の課税売上高が5,000万円以下

(前年・前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間)



(2)中小企業者等の保存すべき書類

		保存すべき書類		
課税仕入額	R5.9.30以前	R5.10.1から R11.9.30まで	R11.10.1以降	
3万円以上	帳簿+ 区分記載請求書等		帳簿+ <u>適格請求書等</u>	
1万円以上 3万円未満	帳簿	<u>(インボイ</u>	<u>ス必要)</u>	
<u>1万円未満</u>		<mark>帳簿のみ</mark> (インボイス不要) (6年間)		

- ① 中小・小規模事業者等に該当するかどうかの判断のために、特定期間(前年の上半期)の売上を把握する必要がある
- ② 中小・小規模事業者等の課税仕入れの多くは税込1万円未満のため、大幅な事務負担軽減となる
- ③ 現行制度では、全ての事業者につき税込3万円未満の取引は、請求書等の保存は不要とされているが、今回の改正ではインボイス不要となる取引は税込1万円未満に限定されているため、この部分は事務手続きが増える
- 4 インボイス制度の帳簿のみの保存特例である交通機関特例、出張旅費特例等に取扱いに変更はない
- ⑤ 返還インボイスの交付義務の見直しは、1万円未満の値引き等につき、大企業も対象となり、6年間限定もない

消費課税③ 適格請求書保存方式に係る登録手続の見直し

①インボイス R5.10導入準備 ②小規模事業者への激変緩和措置 ③中小企業者への事務負担の軽減措置 ④インボイス登録・申請の緩和措置 KYOTO KEIE

制度の概要

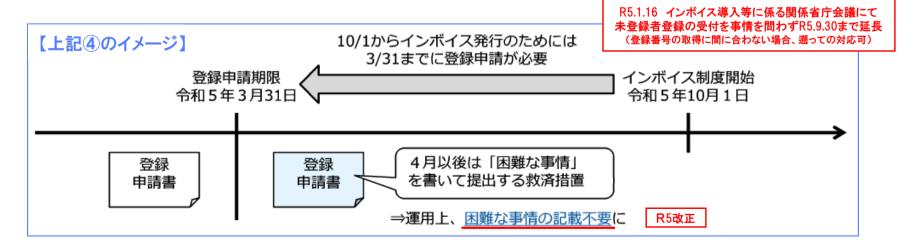
2023年(令和5年)4月1日~2029年(令和11年)9月30日までの属する課税期間 6年間

① 令和5年10月1日から導入される<u>インボイス制度の登録に関しては、事業者の準備状況にバラつきがある</u>こと等を踏まえ<u>、</u> 令和5年10月1日~令和11年9月30日までの間(6年間)、以下のような<u>登録制度の見直し、登録申請手続が柔軟化</u>されます



(1)適格請求書保存方式に係る登録手続の見直し

特例措置	改正後
① <u>課税期間</u> の <u>初日</u> からの <u>登録</u>	<u>免税事業者が課税期間の初日</u> から <u>登録</u> を受けようとする場合、「 <u>課税期間の初日の15日前の日まで</u> 」 (現行: <u>1ケ月前</u> まで)に <u>登録申請書を提出</u> しなければならない
② <u>課税期間</u> の <u>初日</u> からの <u>取消し</u>	適格請求書発行事業者が登録を取消しを求める届出書を提出し、翌課税期間の初日から登録を 取消しをする場合には、「課税期間の初日の15日前の日まで」(現行:その提出があった課税期間の 末日から30日目の日の前日)まで届出書を提出しなければならない
③ <u>令和5年10月1日後</u> の登録	経過措置により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は その登録申請書に記載した登録希望日(提出日から15日以後の日)に登録を受けたもの とみなす
④申請書に記載する「 <u>困難な事情</u> 」	令和5年10月1日から <u>適格請求書発行事業者の登録を受ける</u> ためには、 <u>令和5年3月31日まで</u> に登録申請を行う必要があるが、申請期限後でも申請書に「 <u>困難な事情」の記載</u> すれば <u>令和5年10月1日</u> に登録したものとみなす救済措置 ⇒ 運用上、「困難な事情」の記載不要に



インボイス制度支援措置ってあるの?





インボイス制度、



支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。 また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

納税額が売上税額の2割に軽減? 小規模事業者向け

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、 売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円 以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間 ※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例 を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、 簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省

小規模事業者向け

インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、

補助上限額が一律50万円加算されます!

対象 小規模事業者

補助上限 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内

▶ 100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)

補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け

会計ソフトに補助金?

||丁導入補助金(アアルル等)||について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

对象中小企業·小規模事業者等

補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤

PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで 仕入税額控除ができるようになります!

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下 または1年前の上半期(個人は1~6月)の 課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!

振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

対象になる方 すべての方

対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象

登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

■詳しくはこちらまで

■その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで













0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別組設は、所轄の段務業への車前予約をお願いします。

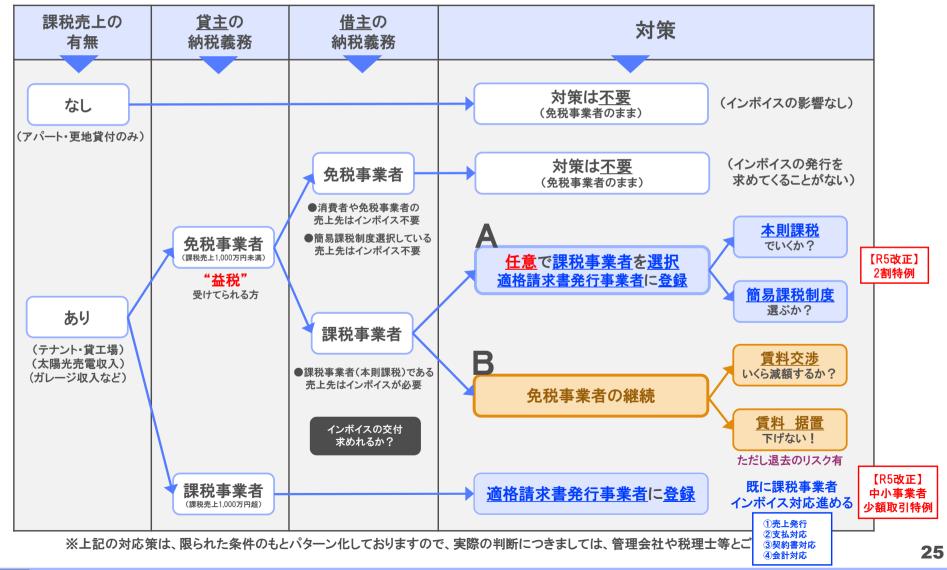
【参考】

不動産オーナー(免税事業者)がとるべき対応策



不動産のオーナーがとるべき対応策

- 1 インボイス制度の導入に向けてオーナーがどのような対策を講じるべきかは、オーナーと借主が、 課税事業者か免税事業者か、課税売上があるか否か、といった状況によって異なります
- 2 いくつかの選択肢があるため、管理会社や税理士などに相談しながら対応策を検討しましょう



法人税① 中小企業者等に対する軽減税率の延長





制度の概要

2023年(令和5年)4月1日~2025年(令和7年)3月31日まで2年間延長

中小企業者等の800万円以下の所得金額に適用される軽減税率15%(本則税率19%)について2年間延長される

(1)軽減税率

	所得金額	2022.4.1 ~ 2023.3.31	2023.4.1 ~ 2024.3.31	2024.4.1 ~ 2025.3.31	2025.4.1~	
資本金が1億円	800万円以下	15% (軽減税率)	<u>15%</u> (<u>軽減税率</u>)	<u>15%</u> (<u>軽減税率</u>)	19% (本則税率)	
以下の法人	800万円超		23.2%			

800万円以下 実効税率 約21%

(※) 各事業年度の法人税率は、この期間内に開始する事業年度において適用される

【参考】個人所得税税率

課税総所得金額			税率	
	195万円以下		5%	
195万円超	330万円以下		10%	
330万円超	695万円以下		20%] [†]
695万円超	900万円以下		23%	
900万円超	1,800万円以下		33%	
1,800万円超			40%	



	課税総所得金額	税率
	195万円以下	5%
195万円超	330万円以下	10%
330万円超	695万円以下	20%
695万円超	900万円以下	23%
900万円超	1,800万円以下	33%
1,800万円超	4,000万円以下	40%
4,000万円超		45%
900万円超	1,800万円以下	33%

【参考】

住民税10% 事業税 5% 国民健康保険 国民年金保険

法人税② (所得税)

中小企業経営強化税制の延長・見直し





制度の概要

2023年(令和5年)4月1日~2025年(令和7年)3月31日まで2年間

- ①「中小企業経営強化税制」は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を 受けた計画に基づく設備投資について、即時償却又は税額控除(10%※)のいずれかの適用を認める措置 ※資本金3.000万円超の場合は7%
- ② 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、「中小企業経営強化税制」 について、一定の資産が除外され、適用期限を2年間延長する 【参考】令和2年度 適用件数 約7万件

(1)中小企業経営強化税制の見直し概要

【経済産業省 R5年度税制改正の概要より抜粋】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上 する設備	工業会等	機械装置(160万円以上)	・生産等設備 を構成するもの
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以 上の投資計画に係る設備		工具(30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る) 器具備品(30万円以上)	※事務用器具備品・本店・ 寄 宿舎等に係る建物付 属設備、福利厚生施設
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御 化 のいずれかに該当する設備	経済 産業局	建物附属設備(60万円以上)	に係るものは該当しません。 ・ 国内への投資 であること ・中古資産・貸付資産
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資 産回転率が一定割合以上の 投資計画に係る設備		ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	<u>でないこと</u> 等

- ※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。 また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。
- ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品(医療機器に限る)、建物附属設備を除きます。
- ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

R5改正 | ※ 4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業 (中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。) の用 に供するものを除きます。

令和4年度税制改正で、「足場節税」や「ドローン節税の規制に続き、

令和5年度税制改正でも、節税のため副業的の行われていた「コインランドリー節税」や「マイニング節税」が規制された

- ① 令和7年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用されます
- ② 近年、課税の繰延に対して規制が入る傾向があることから、過度な課税の繰延商品には注意が必要です

法人税③

中小企業投資促進税制の延長・見直し



制度の概要

2023年(令和5年)4月1日~2025年(令和7年)3月31日まで2年間



- ① 「中小企業投資促進税制」は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、 即時償却(30%)又は税額控除(7%※)のいずれかの適用を認める措置 ※税額控除は、資本金3,000万円以下の中小企業者に限る
- ② 物価高や新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長する

【参考】令和2年度 適用件数 約5万件

(1)中小企業投資促進税制の見直し概要

【経済産業省 R5年度税制改正の概要より抜粋】

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等)・従業員数1,000人以下の個人事業主				
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、 港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(映画業以外の娯楽業を除く)、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く				
	・機械及び装置【1台160万円以上】				
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】				
対象設備	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く				
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)				
	・内航船舶(取得価格の75%が対象)				
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除				
10 6 1 10	資本金3,000万円超の中小企業 30%特別償却				

R5改正

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④その管理のおおむね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業(その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。)の用に供すものは対象外 ※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

実務上の留意事項

令和5年度税制改正では、節税のため副業的の行われていた「コインランドリー節税」が規制された

- ① 令和7年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用されます
- ② 近年、課税の繰延に対して規制が入る傾向があることから、過度な課税の繰延商品には注意が必要です

法人税④ 生産性向上や賃上げに資する設備投資の特例措置





制度の概要

2023年(令和5年)4月1日~2025年(令和7年)3月31日まで2年間

① 赤字企業を含めた中小企業の前向きな設備投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う 負担を軽減するため<u>固定資産税の特例措置</u>を新設 (現行の認定先端設備等の特例を期限で一旦廃止し、新たに創設)

(1)先端設備導入による固定資産税特例の概要

<全体のスキーム>

玉

(基本方針の策定)

協議



同意

市町村

(導入促進基本計画の策定)

申請



認定

中小企業

(先端設備等導入計画の策定)

特例措置の 対象企業	市町村から <u>先端設備等導入計画の認定</u> を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件 を満たす中小企業					
計画認定 要件	3~5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること					
	設備の種類 最低価額要件 投資利益率要件					
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率			
対象設備等	道等 ②測定工具及び 検査工具	30万円以上	<u>5%以上の投資計画</u> <u>に記載された設備</u> (認定経営革新等支			
	③器具備品	30万円以上	援機関が確認)			
	④建物附属設備	60万円以上				
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし:3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり:以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得:5年間 ②令和7年3月末までに設備取得:4年間					
適用期限	2年間(令和7年3月31日までに取得したもの)					

【経済産業省 R5年度税制改正の概要より抜粋】

- ① 令和7年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用されます
- ② 現行制度では、「工業会の証明書」が必要だが、新制度については、大綱に明記なく確認が必要

法人税5

事業用資産の買換特例の延長・見直し



制度の概要

2023年(令和5年)4月1日~2026年(令和8年)3月31日まで 3年間延長

- ① 事業用資産の買換え特例につき、以下の見直しをした上で、その適用期限を3年間延長する
- ② 既成市街地等の<u>内⇒外</u>への<u>買換え特例(1号</u>)について、<u>23年(令和5年)3月31日</u>をもって<u>廃止</u>する
- ③ <u>長期所有(10年超)の土地建物等⇒国内の土地建物等への買換え(4号</u>)について、<u>本社移転の場合の圧縮率を見直し</u>する
- ④ <u>先行取得</u>の場合、<u>次の事項を記載した届出書</u>を提出することを<u>適用要件に加える</u>



(1)長期保有土地等の買換え特例(4号)の圧縮率の見直し



【国土交通省 R5年度 税制改正の概要より抜粋】

EZ /\	<u>本社の移転</u>		その他
区分	現行	改正後	※改正なし
東京23区⇒外	80%	<u>90%</u>	000/
原則	00%	80%	80%
外⇒三大都市圏等	75%	75%	75%
外⇒東京23区	70%	<u>60%</u>	70%

【課税繰延割合】



(2)<u>先行取得</u>の場合の届出書の<u>適用要件の追加</u>

2024年(令和6年)4月1日以後の譲渡~

記載内容	提出期限
●本特例の適用を受ける旨②適用を受けようする措置の別③取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等	譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいづれか早い日の属する 3月期間(※1)の末日以後 2月以内 (※1)3月期間・・その事業開始をその開始の日以後3ケ月ごとに区分した各期間

- ① 先行取得の場合、買換え事業年度中に提出期限が到来するケースも多く見込まれ、十分な事前検討が必要
- ② 4号の買換え割合の課税繰延割合の見直しは、個人の不動産貸付業はほぼ影響ない

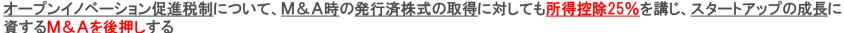
法人税6

オープンイノベーション促進税制の拡充①



制度の概要

適用時期 大綱に明示なし



- ① 対象株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特定株式(その取得後、議決権割合が50%超となるものに限る)を加える
- ② 上記の購入に係る特定株式について、取得価額要件⇒5億円以上、所得控除の対象となる取得価額の上限⇒200億円以下とする
- ③ 出資した特定株式について、所得控除の対象となる取得価額の上限⇒50億円(現行:100億円)に引き下げる

(1)オープンイノベーション促進税制の拡充

【経済産業省 R5年度税制改正の概要より抜粋】



株式取得額の25%を所得控除 (M&A時は発行済株式も対象)



出資法人:事業会社

(国内事業会社又はその国内CVC)

資金などの経営資源

本新的な技術・ビジネスモデル

出資先:スタートアップ

(設立10年未満の国内外非上場企業) 売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合 設立15年未満の企業も対象、発行済株式を取得する場合(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

増差税額	現行制度	改正(現行部分)	改正(拡充部分)
取得方法	払込	払込	購入
取得価額	1億円以上 (中小企業は1,000万円)	1億円以上 (中小企業は1,000万円)	<u>5億円以上</u>
控除対象の取得価額	上限100億円	<u>上限50億円</u>	上限200億円以下
保有見込期間	3年	3年	<u>5年</u>
議決権	_	既に議決権の50%超を 保有している株式は対象外	取得により議決権の50%超を 保有することとなるものが対象
特別勘定の取崩し理由		・株式の譲渡等の特別勘定の 取崩事由に該当すれば益金算入・ただし、取得から3年経過した場合 益金算入は不要	5年以内に成長投資・事業成長の要件 を満たさなかった場合は、 所得控除分を一括で取崩し

【※成長要件の詳細は次ページ】

オープンイノベーション促進税制の拡充②



(参考)成長要件の全体像

- M&A後5年以内にスタートアップが成長投資・事業成長の要件を達成することを条件とする。

米古井川	対象となるスタートアップ	5年以内に満	こすべき要件	
類型	(M&A時点の要件)	(M&A時点の要件) 成長投資		
売上高 成長類型	_	_	● <u>売上高</u> ≥33億円 ● <u>売上高成長率</u> ≥1.7倍	
成長投資 類型	 売上高≤10億円 売上高に対する研究開発費+ 設備投資(減価償却費)の 比率≥5% 	 研究開発費≥4.6億円 研究開発費成長率≥1.9倍 又は 設備投資 (減価償却費) ≥0.7億円 設備投資 (減価償却費) 成長率 ≥3.0倍 	● 売上高 ≥1.5億円 ● 売上高成長率 ≥1.1倍	
研究開発 特化類型	売上高≦4.2億円売上高に対する研究開発費の 比率≥10%営業利益	 研究開発費≥6.5億円 研究開発費成長率≥2.4倍 研究開発費増加額 全株式取得価格の15% 		

【経済産業省 R5年度税制改正の概要より抜粋】

研究開発税制の拡充・延長①



0

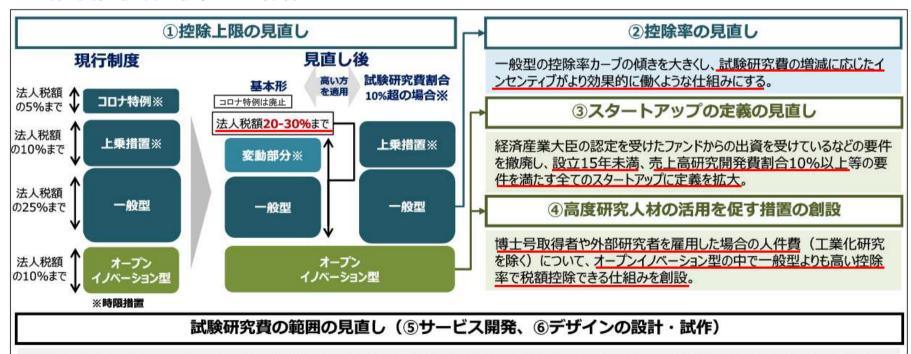
制度の概要

2023年(令和5年)4月1日~2026年(令和8年) 3月31日まで 3年間延長

研究開発税制について、民間の研究開発投資の増加や質の向上のため、次の見直しをし、適用期限を3年間延長する

- ① メリハリの効いた「一般型」のインセンティブ強化のため、「一般型」の控除上限の見直し(①)や控除率の見直し(②)を行う
- ② <u>スタートアップとの共同開発や高度研究人材の活用の推進</u>のため、「<u>オープンイノベーション型</u>」の<u>スタートアップの定義の拡大(3)</u> や高度研究人材の活用を促す措置の創設(4)を行う
- ③ デジタル化対応やより質の高い試験研究費の後押しのため、試験研究費の範囲の見直し(⑤⑥)を行う

(1)研究開発税制の拡充の全体像



ビッグデータやAI等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、「既存データ」を利活用する場合も税制の対象に追加する。その一方で、性能向上を目的としない「デザインの設計・試作」については税制の対象外とするなど、試験研究費の定義の見直しを行う。

- 【経済産業省 R5年度税制改正の概要より抜粋】
- ① 研究開発を促すため、試験研究費の増加割合の高低で、税額控除率や控除上限が変わり、メリハリがつくようになる
- ② オープンイノベーション型の対象範囲に、「新規高度研究業務従事者」の人件費も対象になり、研究開発税制を受ける企業が増える

法人税(7)

研究開発税制の拡充・延長②

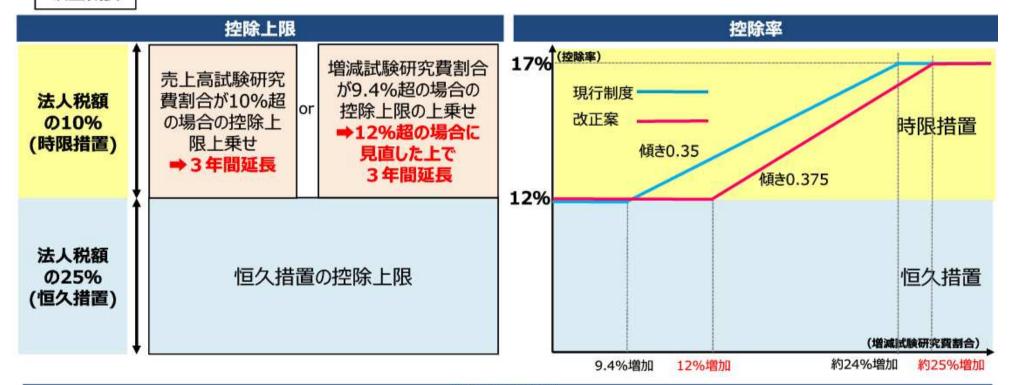


中小法人 【参考】一般型のインセンティブの強化 ①控除上限の見直し ②控除率の見直し

- <u>中小企業の積極的な研究開発を促進</u>する観点から、**増減試験研究費割合に応じた控除率・控除上限の上** 乗せ措置を一部見直した上で、時限措置の3年間の延長を行う(コロナ特例については期限通りに廃止)。
- また、スタートアップとの共同研究や高度人材等の活用を促進するため、オープンイノベーション型の見直しや、デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押しする観点から、試験研究費の範囲を見直す。

改正概要

【適用期限(時限措置): 令和7年度末まで】



その他の見直し

オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義の見直し・高度・外部研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲の見直し(サービス開発の対象の拡大、性能向上を目的としないデザインの設計・試作は対象外)

【経済産業省 R5年度税制改正の概要より抜粋】

法人税8

医療用機器等の特別償却制度の延長・見直し





(1)医療用機器等の特別償却制度の延長・見直し

制度の概要

2023年(令和5年)4月1日~2025年(令和7年)3月31日まで2年間延長

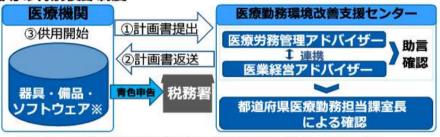
医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、適用期限を2年間延長する

制度の内容

①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮 に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のもの 【特別償却割合】取得価格の15%



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5類型のいずれかに該当するもの

②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設(改修のための工事によるものを含む)をした病院用等の建物及びその附属設備 (既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修(増築、改築、修繕又は模様替)の場合) 【特別償却割合】取得価格の8%

③高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年延長する。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器 【特別償却割合】取得価格の12%

【厚生労働省 R5年度税制改正の概要より抜粋】

実務上の留意事項

① 医療用機器の見直し内容の詳細は、今後の情報を注視する必要がある

法人税9

法人税(事業)に関するその他の改正事項





(1)DX投資促進税制の延長・見直し



2023年(令和5年)4月1日~2025年(令和7年)3月31日まで2年間延長

- ① DX投資促進税制について、次の通り主務大臣の確認要件の見直しを行った上、適用期限を2年間延長する
 - ●生産性向上又は新需要の開拓に関する要件⇒売上高が10%以増加すること(現行:売上向上等)が見込まれるに見直す
 - ②取組類型に関する要件⇒対象事業の海外売上高割合が一定割合以上(現行:商品の製造原価が8.8%以上削減)となることが見込まれることに見直す
- ② 令和5年4月1日前に認定申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については、本制度の適用はない

(2)株式交付制度の見直し

制度の概要

2023年(令和5年)10月1日以降行われる株式交付から適用

① <u>株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例</u>について、<u>対象</u>から<u>株式交付後に株式交付親会社が同族会社</u> (非同族の同族会社を除く)に該当する場合を除外する



(3)スピンオフ実施の円滑化のための税制措置の拡充

制度の概要

2023年(令和5年)4月1日~2024年(令和6年)3月31日までに行われるスピンオフに適用

- ① <u>事業の切り出しであるスピンオフ</u>について、スピンオフを行う企業に<u>持分を一部残す場合、譲渡損益課税(企業側)</u>や、 配当課税(株主側)の対象となりますが、<u>今回の改正で、以下の全ての要件を満たせば、持分の一部(20%未満)残しても</u>、 課税の対象外とする措置を講じる
- ② <u>令和5年4月1日~令和6年3月31日まで</u>の間に、<u>産業競争力強化法の事業再編計画の認定</u>を受けた企業がする<u>スピンオフ</u>について、<u>以下の要件に全て該当</u>するものは、<u>適格株式分割に該当</u>する
 - **①**完全子会社の株式のみ交付するものであること
 - ❷現物分配の直後に有する完全子法人の株式の数が、発行済株式の総数の20%未満となること
 - ❸完全子法人の従業員の概ね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれること
 - △適格株式分配と同様の要件を満たすこと
 - ⑤認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して、新株引受権が付与、又は付与の見込みであること等

納税環境(1)

電子帳簿等保存制度の見直し①

①国税帳簿関係書類の一層な電子((②適切な課税の確保の観点

②適切な課祝の催保の観点
③事業者の実施状況・対応可能性に配慮



制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以降~



- ①『優良な電子帳簿の範囲の明確化』 <u>過少申告加算税の軽減措置の対象</u>となる「<u>優良な電子帳簿</u>」の<u>範囲</u>を以下の通りとする
- ②『スキャナ保存制度』 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、以下の要件の廃止及び対象となる書類が限定されます
- ③『電子取引のデータ保存』 電子取引に係る電磁的記録の保存要件の見直し及びシステム対応が間に合わなかった事業者等 への対応として、新たな猶予措置が整備されます(現行の宥恕規定は、適用期限(令和5年12月31日)の到来をもって廃止)

(1)優良な電子帳簿の範囲の明確化

2024年(令和6年)1月1日以降に法定期限が到来する国税について適用

国税関係書類に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる「優良な電子帳簿」の範囲を以下の通りとなります

	改正前	改正後
対象帳簿の範囲	・仕訳帳・総勘定元帳・その他必要な帳簿(補助簿全で)	・仕訳帳 ・総勘定元帳 ・「必要な一定の事項が記載された帳簿」に限定 (例)手形帳・売掛帳・買掛帳・売上帳・仕入帳・固定資産台帳

(2)スキャナ保存制度の見直し

2024年(令和6年)1月1日以降に保存が行われる国税関係書類から適用

国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、以下の要件の廃止及び対象となる書類が限定されます

	改正前	改正後
1	<u>解像度・階調</u> 及び <u>大きさ</u> に関する <u>保存要件</u> <u>あり</u>	<u>保存要件</u> ⇒ <u>廃止</u>
2	記載事項の入力者等に関する情報の確認要件 あり	<u>確認要件</u> ⇒ <u>廃止</u>
3	相互関連性を確認できるようにしておく書類 ①重要書類 ②一般書類(資金や物の流れに直結・連動しない書類)	<u>契約書•領収書等</u> の <u>重要書類のみ</u> に <mark>限定</mark>

- ① 解像度や大きさ情報等の保存要件の廃止に伴って、使用できるスキャン機器の選択肢も広がることも想定される
- ②「<u>スキャン文書と帳簿の相互関連性の保持</u>」の要件の充足は、伝票番号等を通して<u>紐づけを行うこと</u>が<u>実務上ハードルが</u> 高い要件だったが、今回の改正で、<u>重要書類のみに限定されるため、スキャナ保存</u>が実行しやすい環境が整うと想定される

電子帳簿等保存制度の見直し2

①国税帳簿関係書類の一層な電子(

②東学者の実施状況・対応可能がに



(3)電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し

2024年(令和6年)1月1日以降に行われる電磁的記録の保管から適用



	改正後
①検索要件の緩和	税務職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることにしている場合には、 検索要件の全てを不要とする対象者を以下の通りとする ●その判定期間における売上高が5,000万円以下(現行:1,000万円以下)である保存義務者 ●その電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力がされ、取引年月日その他の日付 及び取引先ごとに整備されたものに限る)の提示又は提出の求めに応じることができる保存義務者
②確認要件の緩和	<u>電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止</u>
③ <mark>猶予</mark> 措置(新設)	以下 ①かつ②の場合 には、保存要件に関わらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする ●所轄税務署長が電子取引の取引情報の係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかった ことについて相当の理由があると認められる場合 ②質問検査権に基づき電磁的記録のダウンロードの求め及び電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る)の提示又は提出の求めに応じることができる保存義務者

【電子取引のデータ保存要件 4パターン】

要件	原則	新猶予措置	小規模な事業者 (判定期間の売上高 <u>5.000万円以下</u>)	小規模な事業者以外
真実性の要件	0	_	0	0
見読可能性	0	_	0	0
検索機能確保の要件	0	_	-	_
システム概要書の備付	0	_	0	0
その他の要件	_	・税務職員のダウンロードの求めに応じる・出力書面の提示・提出の求めに応じる	・税務職員のダウンロードの求め に応じる	・税務職員のダウンロードの求めに応じる ・出力書面(取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理)の提示・提出の求めに応じる※

※タイムスタンプ等の改ざん防止要件は必要

- ① 今和5年12月31日をもって、出力書面のみの保存は認められなくなる
- ② 新たな猶予措置として、ダウンロードと出力書面の求めに応じることができれば、保存要件を満たさない電子データ保存可能になる
- ③ 取引年月日等ごとに整理した出力書面の提示できれば検索要件は不要となるが、タイムスタンプ等の改ざん防止要件は必要

高額な無申告加算税の見直し

①税の公平化を大きく損なう事例強((2)高額な無申告の加重措置

③連年無申告へ加重措置





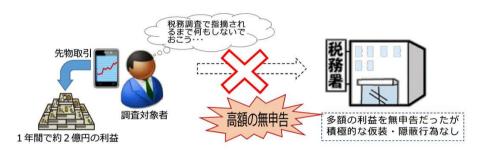
制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以後に法定申告期限が到来する国税

<u>高額な無申告や一定期間繰り返し行われる無申告行為</u>に対し、無申告加算税等の加重措置が設けられる

- ① <u>高額な無申告をに対する無申告加算税につき、税額300万円を超える部分を30%(現行:20%)へ引上げ</u>
- ② 一定期間繰り返される無申告行為に対する無申告加算税又は無申告重加算税の割合を10%加重する

(1)高額な無申告への無申告加算税の加重措置



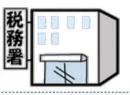
(2)連年無申告への無申告加算税への課税強化

【政府税制調査会 「第9回納税環境整備に関する専門家会合資料」より抜粋】









| 長年にわたって無申告だったが | 積極的な仮装・隠蔽行為なし

増差税額	改正前	改正後
50万円以下	15%	15%
50万円超~ 300万円以下	000/	20%
300 万円超 (高額な無申告)	20%	<u>30%</u>

増差税額		改正前	改正後
	無申告	15%(20%)	<u>25%</u> (<u>30%</u>)
無申告加算税 調査通知後・ 更正等予知前		10%(15%)	<u>20%</u> (<u>25%</u>)
無申告重加算税	<u>仮装•隠蔽</u>	40%	<u>50%</u>

()書きは50万円超部分 ()書きは300万円超部分

実務上の留意事項

① <u>過少申告加算税、不納付加算税及び重加算税(過少・不納付)、調査通知ある前に申告が行われた場合</u>に課される 無申告加算税については、見直しの対象外となります

納税環境3

個人事業税等の各種届出書の簡素化





制度の概要

① 個人事業者が開業・廃業に際して提出書類が多い次の届出書等について、統合様式を設け一括提出できるようにする

(1)個人事業の開業に際して提出されるの一括提出のイメージ

個人事業の開業届出書◆		口 青色申告承認申請 者給与に関する届出
【見直し案】 提出期限を次のとおりとする。		の開設等の届出 納期の特例の承認申請
開業の日から1月以内 → 開業の日の属する年分の確定申告期限	氏名	生年月日
青色申告承認申請書◆※	電話番号	個人番号
	→ 佳所	
青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書◆	開業の届出	
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書◆	開業年月日	※ 事業概要
令和9年1月1日以後の事務所開設が	から 青色申告承認申請	
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書◆	青色申告開始年分	※ 所得の種類

【自民党税制調査会資料より】

(2)個人事業の開業届出書・青色申告の取りやめ届出書の提出期限

	改正前	改正後
①個人開業の開業届出書	事業の開始等の事実があった日から1月以内	事業の開始等の事実があった日の属する年分の 確定申告期限
②青色申告の取りやめ届出書	青色申告を止めようとする年の翌年3月15日	青色申告を止めようとする年分の 確定申告期限

源泉徴収票の提出方法等の見直し



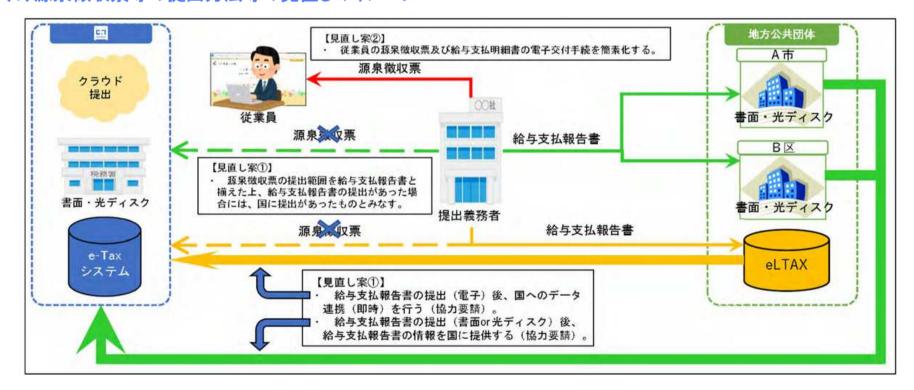


制度の概要

2027年(令和9年)1月1日以後に提出すべき源泉徴収票から

- ① 源泉徴収票の提出方法の見直し(見直し案①) 給料等支払いする者が、<u>市町村に給与支払報告書を提出した場合</u>には、その報告書に記載された給料等について 国への源泉徴収票の提出があったものとみなす
- ② 電子交付の承諾手続きの簡素化 (見直し案②) 従業員に給料所得の源泉徴収票及び給与支払明細書を電子交付するための従業員の承認手続きを簡素化する

(1)源泉徴収票等の提出方法等の見直しのイメージ



実務上の留意事項

① 公的年金等の源泉徴収票の提出方法についても、同様の措置が講じられます

KYOTO KEIEI

制度の概要

2024年(令和6年)1月1日以後の適切な時期より

<u>防衛力の抜本的な強化</u>に当たり、<u>令和9年度</u>に向けて<u>1兆円強の財源確保</u>に向け、<u>法人税</u>、<u>所得税</u>及び<u>たばこ税</u>に ついて以下の税制措置を講じる

(1)防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

税目	税制措置				
法人税	・ <u>法人税額</u> に対し、 <mark>税率4%~4.5%</mark> の新たな <u>付加税</u> を課す (ただし、 <u>中小法人</u> を配慮し、課税標準となる <u>法人税額</u> から <u>500万円</u> を <u>控除</u>) 〇計算式: (法人税額一500万円)×付加税率(4%~4.5%) ・・全法人の6%弱に追加負予定				
所得税	 当分の間、税率1%の新たな付加税を課す 復興特別所得税の税率を1%引き下げるともに、課税期間を延長する (もともと令和19年まで復興特別所得税で税率2.1%) (防衛増税期間は、復興特別所得税1.1%・防衛増税1%) (復興特別所得税は、軽減期間の応じて、課税期間が延長) 				
たばこ税	・段階的に、 <u>1本あたり3円引上げ</u> (国産葉たばこ農家への影響を十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施)				

- ① 実施時期は、「令和6年以降の適切な時期とする」とされ、実質的には令和6年度税制改正に先送りされた
- ② 財源確保としての税制措置内容は明示されたが、増税を控えているので、増税前後のタックスプランニングが重要

税金相談 CAFÉ



税金のこと、ひとりで悩んでいませんか?お気軽に京都経営へご相談ください。





(32) 0800-919-8107

初回 相談料 無料

事業をされている方			資産をお持ちの方		
事業を 新しく 始めたい	資金繰り に 困っている	決算書の 見方が 分からない	相続税が心配	財産を分けたい	遺言書を作りたい
税金を 節税 したい		経営計画を作りたい	自社株の 価額を 知りたい		所得税が高い
事業計画を社員と共有したい	事業承継を を検討したい	M & A 戦略を 考えている	不動産を 有効活用 したい	不動産の 売却 を したい	将来の 老後資金 が心配

私達、弊社所属の税理士が対応させていただきます!





E - mail: info@kyotokeiei.com URL: http://www.kyotokeiei.com



事業経営・家庭経営のコンサルティング